## 神戸市告示第 310 号

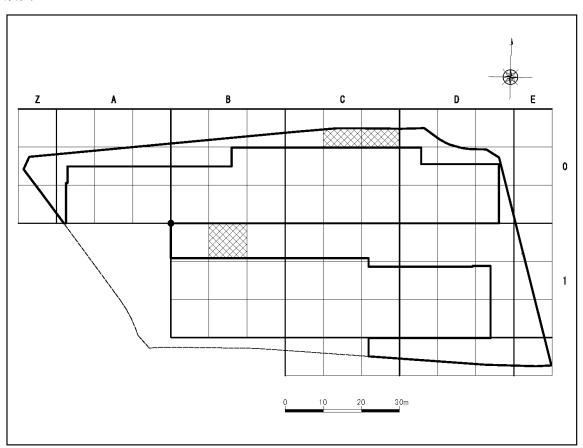
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

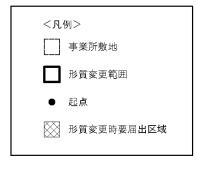
令和6年9月17日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域 東灘区西岡本6丁目71番の一部 (別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

## 別図





<起点> 起点は神戸市東灘区西岡本6丁目71番の最北端より 南に26,85m、西に65.73m移動した位置とする。 <格子の回転角度> 88°23′33″ 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並 行して10 m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点 として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。